

事務名	墓地等の申請予定に係る説明会の概要等の報告
根拠法令	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 17 条第 1 項

申請予定者は、当該許可の申請に先立つて、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を知事に報告しなければならない。